大学院、専門職学位課程、特別専攻科生（令和4年度新入生）用

茨城大学
Ibaraki University

本文中では「しおり」と表記します

令和４年度入学料及び後学期授業料の免除・徴収猶予のしおり

茨城大学では、本学で学ぶ学生のみなさんのご家庭の教育費負担を軽減するために、入学料及び授業料の免除制度、徴収猶予制度を設けています。これらの制度は、特別な事情及び経済的な理由等により、各種学費の納入が困難であり、かつ本学が定める学業基準を満たしている学生に対して、納入を免除（猶予）することにより、就学の継続を支援するものです。

申請は、原則学生本人から行っていただき、学内選考の上、免除（猶予）の決定を行います。本「しおり」の内容をよくお読みいただき、制度の内容を理解した上で、申請を希望される場合は、指定された期間内に申請手続きをしてください。

本しおりの対象者

・ 大学院生、専門職学位課程
※令和４年度入学の新入生のみ対象としています

制度の概要

入学料免除（令和４年 10 月入学者のみ）
入学料免除は、入学料の全額または半額を免除する制度です。

入学料徴収猶予（令和４年 10 月入学者のみ）
入学料の徴収猶予は、あくまで入学料の金額はそのままに、納付期限を延ばす制度です。

授業料免除
授業料免除は、授業料の全額または半額、もしくは 1/4 額を免除する制度です。

授業料徴収猶予
授業料徴収猶予には、「延納」と「月割分納」があります。
「延納」とは、あくまで授業料の金額はそのままに、納付期限を延ばす制度です。
「月割分納」とは、半期分の授業料を月割で納めることができる制度です。(特別な事情があるときに限ります。)

※一人親世帯とは･･･母子世帯、父子世帯、独立生計者でない者で両親以外の者が家計支持者の世帯
※多子世帯とは･････就学者が３人以上の世帯

選考は、「学力基準」と「家計基準」の 両方の基準 により判定されます。
※被災学生は家計基準のみで判定されます。（修業年限超過者は除く）

学力基準

「学力基準」についての詳細は、本「しおり」の7ページをご参照ください。

家計基準

申請者（学生本人）の保護者等（原則として父・母）の収入の合算額に応じて審査します。
詳細は、本「しおり」の８ページをご参照ください。

入学料・授業料の免除・徴収猶予申請に係る令和４年度重要事項のお知らせ

１．予算額に応じた学費免除額の減額について

大学独自の入学料・授業料免除制度は、毎年の予算額に応じて内容に変更があります。収入状況に変化がない場合でも、毎年同じ免除金額になるとは限りません のでご注意ください。

また、入学料及び授業料の免除については、学業成績及び家計状況の基準に基づき適格者であるかの判定を行いますが、免除予算を超過する場合は、経済困窮度の高い者を優先して免除をするため、適格者であっても必ずしも免除になるものではありません。

２．令和４年度授業料免除額について

令和４年度に実施する、大学院生、専門職学位課程２年次以上の授業料の免除は、博士後期課程の学生を除き、原則として以下のとおりとなります。（被災学生支援の減額はありません）

評定平均値が所属研究科の専攻等において上位 1/2 の範囲に属する者→ 判定基準表どおりの免除額

評定平均値が所属研究科の専攻等において下位 1/2 の範囲に属する者→ 判定基準表の 7 割の免除額

３．教務情報ポータルシステム登録情報の更新をしてください

書類や申請内容の不備の連絡は、教務情報ポータルシステムに登録されている連絡先に連絡します。

今一度、各自の住所・連絡先データ、保証人の住所・連絡先データを確認し、情報が最新でない場合には、書類提出の前に更新をしてください。

更新をしていない場合、免除の受付が正しくされない等の不利益が生じる場合がありますのでご注意ください。

４．家計基準の算定方法について

本学では、家計基準の算定方法について、**原則**、保護者等（原則父母。以下同じ。）の **課税証明書** の**「市町村民税所得割額」を用いて算定**します。

ただし、申請の基準日時点で**無職無収入である場合**（市町村で課税対象としている年金収入は収入として判断いたします。）、**職に就いているものの、病気ややむを得ない事情により休職等をしており給与収入を得ていない場合**に限り、別途申し立てを行うことで、家計基準の算定について配慮できる場合があります。この場合は、必ず学生支援センターまで事前にご相談ください。

独立生計で申請する学生のうち定職に就いていない学生（アルバイトや奨学金で生計を立てている学生で配偶者のいない学生）の家計基準の算定は、個別に算定します。不明な点は、学生支援センターまで事前にご相談ください。

※ 独立生計で申請する学生のうち、定職のある学生及び配偶者のいる学生は、本人及び配偶者の課税証明書の**「市町村民税所得割額」を用いて算定**します。算定方法は、独立生計でない学生と同様です。

※ **課税証明書提出者が政令指定都市に居住している場合の家計基準の算定**
2018 年度より、政令指定都市における市町村民税所得割額が増税されていますが、政令指定都市以外の標準課税率（税源移譲前の税率：6%）に基づいた市町村民税所得割額で家計基準を算定します。

５．授業料免除の申請は、前学期、後学期年 2 回行う必要があります。

申請学期毎に課税証明書等の提出が必要です。**本人のうっかり申請漏れなどによる配慮等は一切行っておりませんので、十分に注意してください。**

６．新型コロナウイルス感染拡大により家計が急変した学生への支援について

新型コロナウイルス感染症については、未だ感染収束が見込めず、先行き不安な経済状況となっています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により家計が急変した家庭の学生に対し、令和４年度後学期、緊急措置として「家計急変授業料免除」を実施し、生活及び学修支援を行う予定です。

2011 年 3 月以降に指定された災害救助法適用地域における災害による被災学生の入学料・授業料免除申請について

災害によって罹災された皆様には心からお見舞い申し上げます。
本学では、下記災害による被災学生についても免除の対象としておりますので、該当する方は申請してください。
ただし、罹災状況及び家計状況によっては、必ずしも免除になるものではありませんのでご留意願います。

◎2011 年 3 月以降に指定された災害救助法適用地域における災害による罹災

2011 年 3 月以降に指定された災害救助法適用地域において、**地震、台風等の災害により罹災した学生**は、特例として入学料・授業料の免除の対象となります。（災害救助法適用地域については、内閣府 HP の災害救助法の適用状況
http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html をご確認ください）

申請の際は、以下の点に注意してください。

1． WEB 申請上の注意

罹災状況を具体的に WEB 申請フォームの自由記述欄に記入してください。

2．提出書類について

申請希望者は、9 ページでお知らせする提出書類に加え、以下の書類を提出してください。

罹災状況	提出書類
主たる家計支持者が所有する家屋が、全壊・大規模半壊・半壊・流失した場合	「罹災証明書」のコピー
主たる家計支持者が災害により死亡または行方不明である場合	「死亡または行方不明を証明する書類」のコピー（除籍証明書等のコピー）
居住地が福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域、居住制限区域または避難指示解除準備区域に指定された方	「罹災証明書」のコピーまたは「被災証明書」のコピー、届出避難場所証明書のコピー

授業料の免除・徴収猶予の申請手続

1 申請対象について

<table>
<tr><th>申請種別</th><th>学種</th><th>免除もしくは徴収猶予の対象となる事由</th></tr>
<tr><td>入学料
免除</td><td>・大学院入学者
・専攻科入学者
（10月入学者のみ）</td><td rowspan="2">① 入学前 1 年以内 ※1に、学資負担者が死亡した場合
② 入学前 1 年以内 ※1に、入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
③ その他やむ得ない事情があると認められる場合（2011 年 3 月以降に指定された災害救助法適用地域において、地震、台風等の災害により被災した場合等）
④ 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合</td></tr>
<tr><td>入学料
徴収猶予</td><td>・大学院入学者
・専攻科入学者</td></tr>
<tr><td>授業料
免除・
徴収猶予</td><td>・大学院生
・専攻科生</td><td>① 学資負担者が非課税または学生本人が社会的養護を必要とする者であり本学の定める学力基準を満たしている場合
② 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
③ 申請前 6 か月以内 ※2 (新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前 1 年以内 ※1)において、学資負担者が死亡し、または学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合
④ その他やむ得ない事情があると認められる場合（2011 年 3 月以降に指定された災害救助法適用地域において、地震、台風等の災害により被災した場合等）</td></tr>
</table>

※1 入学前 1 年以内とは、2021 年 10 月 1 日から 2022 年 9 月 30 日までの期間をいいます。

※2 申請前 6 か月以内とは、2022 年 4 月 1 日から 2022 年 9 月 30 日までの期間をいいます。

2 申請受付について

（１）入学料免除・入学料徴収猶予（令和４年 10 月入学者のみ）

申請手順	申請方法
【手順１】	申請希望者は、入学手続時に別途案内される「入学手続要項」及び「茨城大学の経済支援の手引」の内容に沿って手続を進めていただいており、既に以下の書類を提出いただいている方が【手順２】以降の手続に進むことができます。 ※【手順１】の手続だけでは、入学料免除・徴収猶予が申請されたことにはなりません。【手順２】の手続も必ず行ってください。 ＜既に提出いただいている書類＞ ・2022 年度茨城大学独自の学費減免（または徴収猶予）申請書 ・世帯全員分の住民票 ・家計支持者の課税証明書
【手順２】	学費減免にかかる WEB 申請を行ってください。 【WEB 申請の URL】 https://menjo.ibaraki.ac.jp/exemption-request-system-for-student/login.jsf ※各キャンパス内のネットワークからのみ申請可能です。 やむを得ない理由により申請期間中に学内ネットワークに接続できない場合は、本しおりに添付されている「WEB 申請を学内から行うことができない理由書」を提出してください。 **【WEB 申請期間】** 令和４年 10 月３日（月）～令和４年 10 月 14 日（金）15:00
【手順３】	本しおりの内容に沿って、未提出の関係書類がある場合は提出してください。 （独立生計学生の保険証等） ※住民票、課税証明書のみが提出書類の方は、入学までに提出いただいているため不要です。 **【書類提出期間】** 令和４年 10 月３日（月）～**令和４年 10 月 14 日（金）（必着）** **【書類提出方法】** （A）窓口に提出、もしくは（B）郵送で提出 **【書類提出先】** （A）窓口に提出する場合 水戸キャンパス：学生支援センター 日立キャンパス：工学部学務グループ 阿見キャンパス：農学部学務グループ （B）郵送の場合 〒310-8512 茨城県水戸市文京 2-1-1 茨城大学学生支援センター ※コンビニ等で購入できる「レターパックライト（370 円）」を利用して郵送してください。 ※提出書類は、郵送前に必ず全てコピーを取るか、写真を撮影してください。

①**入学料免除等の結果通知があるまでは、入学時納付金（入学料等）の納付が猶予されますので納付しないでください。**

②入学料免除・徴収猶予申請時に併せて後学期分授業料免除・徴収猶予申請を行うことができます。その場合、提出書類（詳細は、本「しおり」の 9～10 ページをご参照ください）は各 1 部添付していただければ結構です。2 部添付する必要はありません。

（２）授業料免除･授業料徴収猶予

申請手順	申請方法
【手順１】	学費減免にかかる WEB 申請を行ってください。 【WEB 申請の URL】 https://menjo.ibaraki.ac.jp/exemption-request-system-for-student/login.jsf ※各キャンパス内のネットワークからのみ申請可能です。 やむを得ない理由により申請期間中に学内ネットワークに接続できない場合は、本しおりに添付されている「WEB 申請を学内から行うことができない理由書」を**8月 31 日（水）までに**提出してください。 **【WEB 申請期限】** **令和４年９月２６日（月）23：59 まで**
【手順２】	下記の内容に沿って関係書類を提出してください。 **【書類提出期限】** **令和４年９月 30 日（金）（必着）** **【書類提出方法】** （A）窓口に提出、もしくは（B）郵送で提出 **【書類提出先】** （A）窓口に提出する場合 水戸キャンパス：学生支援センター 日立キャンパス：工学部学務グループ 阿見キャンパス：農学部学務グループ （B）郵送の場合 〒310-8512　茨城県水戸市文京 2-1-1 茨城大学学生支援センター ※コンビニ等で購入できる「レターパックライト（370 円）」を利用して郵送してください。 ※提出書類は、郵送前に必ず全てコピーを取るか、写真を撮影してください。

3 選考方法について

選考は、学業成績と家計状況の２つに基づき審査します。それぞれの基準を満たさなければ適格者となりません。

（1）学業成績について

2022 年度に入学した学生の学業等の基準
【入学料免除】 入学試験の成績が上位 1/2 の範囲に属すること ※博士後期課程の学生は、入学者全員が満たしているものとする 【授業料免除】 学力基準については、入学者全員が満たしているものとする

2022 年度 2 年次以上の学生の学業等の基準（ア、イのいずれかに該当）	
ア	学業成績の評定平均値が 2.8 以上であり、修得した単位数が標準単位数以上であること
イ	修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

ただし、下記の「廃止」のいずれか、または「警告」のいずれかの事項に連続して該当した場合は、学費免除はその時点で廃止され、復活することはありません。

参考

区分		学業成績の基準
廃止	1	修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
	2	修得した単位数の合計数が標準修得単位数の５割以下であること
	3	履修科目の授業への出席率が５割以下であること、その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
	4	次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
警告	1	修得した単位数の合計数が標準修得単位数の６割以下であること（「廃止」の区分「２」に掲げる基準に該当する者を除く）
	2	GPA 等が学部等における下位４分の１の範囲に属すること
	3	履修科目の授業への出席率が８割以下であること、その他の学修意欲が低い状況にあると認められること（「廃止」の区分の３に掲げる基準に該当するものを除く）

※被災学生は家計基準のみで判定されます。（修業年限超過者は除く）

【標準修得単位数】

学年	修士課程 博士前期課程	博士後期課程	専門職大学院	特別専攻科
1	入学前の修得単位数は確認しない			
2	10 (5)	4 (2)	23	
3		8 (6)		
4				

※学年は 2022 年４月時点の学年です。

※ ( )の数字は、後学期入学者の標準修得単位数

（2）家計状況について

【判定基準表】

学種	入学料免除適格者		授業料免除適格者			徴収猶予適格者（入学料・授業料）
	全額	半額	全額	半額	1/4 額	
★修士・博士前期課程（日本人）	Ⅰ	Ⅱ～Ⅳ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ～Ⅴ
博士後期課程（日本人）	Ⅰ	Ⅱ～Ⅴ	Ⅰ	Ⅱ～Ⅴ	―	
★専門職学位課程	Ⅰ	Ⅱ～Ⅳ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	
★特別専攻科	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	

★印の学種の２年次以上の学生は、評定平均値が所属研究科の専攻等において下位 1/2 に属する場合、判定基準表の７割の金額で免除を実施します。（１年次生、被災学生は免除金額の減免はありません。）

※被災学生支援は、家計基準Ⅰの世帯の学生は「全額免除」、家計基準Ⅱ～Ⅴの世帯の学生は「半額免除」

【所得割額段階表】

基準	所得割額（父・母の合算額）	備　考	
Ⅰ	0 円	「家計基準」は、原則、左記に記載のある父母の課税証明書の市町村民税所得割額の合算額を基準とします。右記は所得割額を年収とした場合の目安であり、独立生計及び私費外国人留学生の選考でのみ適用します。	250 万円未満
Ⅱ	100 円～ 51,300 円未満		250～350 万円未満
Ⅲ	51,300 円～102,600 円未満		350～470 万円未満
Ⅳ	102,600 円～154,500 円未満		470～590 万円未満
Ⅴ	154,500 円～304,200 円未満		590～910 万円未満

※ **政令指定都市は、市町村民税所得割額（税率 8%の額）ではなく、税源移譲前の税率 6%の額で算定します。**

■本学では、申請者自身が免除の適格について確認できるよう「課税証明書」の市町村民税所得割額に基づいた、家計基準を採用しております。具体的には、保護者等（原則として父・母）の市町村民税所得割額の合算額を上記の「所得割額段階表」に基づき段階的に分けた後、「判定基準表」に基づいて免除判定を行いますので、ご自身がどのカテゴリーに入るのか「判定基準表」をよく確認し、免除等の申請をしてください。

■入学料及び授業料の免除については、学業成績及び家計状況の基準に基づき適格者であるかの判定を行いますが、**免除予算を超過する場合は、経済困窮度の高い者を優先して免除をするため適格者であっても必ずしも免除になるものではありません。**

4 提出書類

（１）全員提出の書類

提出書類	注意事項	様式の留意点
保護者等（父・母）の「課税（非課税）証明書」（原本）※注１	保護者等（父・母）の、申請時点で取得できる最新の課税証明書を取得してください。収入がない場合は非課税証明書が発行されます。 独立生計で申請する学生※注２は、学生本人（配偶者があるときは配偶者も含む）の課税証明書を提出してください。課税証明書の記載事項（収入欄や扶養の欄など）は省略せずに、全ての事項が記載されているものを提出してください。 **【後学期申請者】** **令和４年度（令和３年分）課税（非課税）証明書** ※現時点における「最新の」課税証明書を発行すれば大丈夫です。 ※所得証明書、住民税の決定通知、源泉徴収票は提出書類として認められません。	市町村役場等が証明
保護者等を含む「世帯全員分の住民票」(原本)	2022 年 1 月 1 日以降に発行されたもの。申請者（学生本人）が住民票を異動しており、保護者等と住民票が別になっている場合には、申請者本人の住民票は提出する必要はありません。 **世帯主・続柄の省略はしないでください。** ※提出前に本人との関係性を示す「続柄」（例：父・母・兄・妹・祖父など）を世帯全員分の氏名の横に記入してください。また、兄弟姉妹のうち就学者がいる場合は、学年（例：大１、高２、中３）を記入してください。就学者の兄弟姉妹以外は「社会人」「浪人生」「幼稚園生」等とご記入ください。 ※住民票に記載されていない兄弟姉妹のうち就学者がいる場合は、兄弟姉妹の学生証のコピーを提出してください。 ※必ず「世帯全員分の」という文言の記載されている住民票を提出してください。	市町村役場等が証明
提出書類チェック票	各自 1 枚を印刷し、内容を記入・提出する書類をチェックの上、提出してください。	本学所定様式

※本学の入学料・授業料の免除・徴収猶予に係る提出書類には、**マイナンバーが記載されているものは絶対に提出しないでください（受け取ることはできません）**。

また、申請時に「全員提出」に記載の書類を揃えていない場合には、申請を受け付けません。事前に申請に必要な書類を確認し、用意した上で申請を行うようにしてください。

（２）下記に該当する者が「(１)全員提出」に加えて提出

提出書類	注意事項	様式の留意点
年収入額（実績・見込）証明書	独立生計の学生で、給与収入がある者 **【1 年次生：4 月入学】** 2022 年 4 月～2022 年 9 月までの収入実績額 **【1 年次生：10 月入学】** 2022 年 10 月の給与収入予定額 （12 か月分を年収入として判断します。）	本学所定様式 (勤務先が証明)
無職無収入申立書	保護者等のいずれか（独立生計者の場合、本人及び本人の配偶者のいずれか）が、申請時点 ※注 3 において無職・無収入（課税対象となる年金収入がある場合は、無職無収入と判断いたしません。） ただし、2021 年 1 月以前から引き続き無職無収入である場合は、本様式の提出は 不要 です。	本学所定様式 **※注意** 無職無収入申立書で定める添付書類が必要
死亡の事実がわかる書類 (除籍証明書等)	申請前 6 か月以内（入学料免除・徴収猶予及び新入学生に対する入学した日の属する期分の授業料免除・徴収猶予に係る場合は、入学前１年以内）に学資負担者が死亡した者	市町村役場等が証明
罹災証明書等 (詳細は３ページをご参照ください)	2011 年 3 月以降に指定された災害救助法適用地域において、地震、台風等の災害により被災し、入学料・授業料の納付が著しく困難な場合 (災害救助法適用地域については、内閣府 HP の災害救助法の適用状況をご確認ください)	市町村役場等が証明
WEB 申請を学内から行うことができない理由書	期間中に学内ネットワークから WEB 申請を行うことができないことについて、やむを得ない理由がある場合にのみ提出	本学所定様式

※注１：課税証明書の提出パターンについて

保護者等の状況別の課税証明書提出パターンは、以下のとおりです。市町村役場等にて取得してください。

保護者の状況	証明書の種類
父及び母	父と母の課税証明書を提出
父のみ(一人親世帯)	父の課税証明書を提出
母のみ(一人親世帯)	母の課税証明書を提出
父・母ともにいない (一人親世帯)	申請者（学生本人）の学資を主として負担している者 1 名の課税証明書を提出 （祖父母や兄弟姉妹等）
独立生計者	申請者（学生本人）の課税証明書を提出（配偶者があるときは配偶者の分も提出していただく必要があります。）

※注２：独立生計で申請する学生について（申請条件・提出書類）

原則として、大学院に在籍する学生で、**次の要件を全て満たす場合、**独立生計として取り扱うことができます。

①所得税法上、父母等の扶養親族でない者

②父母と別居している者

③本人（配偶者があるときは配偶者を含む）に収入があり、その収入について申告がなされ、課税証明書が発行される者

○上記①～③の条件を全て満たす者は、次の書類を 原則全て 提出してください。

a) 父母 の含まれる世帯全員分の 住民票
b) 父母 の 課税証明書
c) 学生本人の健康保険証の写し （本人と記載があるもの、もしくは世帯主が学生本人で記載があるもの）
d) 学生本人 が世帯主であることがわかる 住民票
e) 学生本人 の 課税証明書（配偶者があるときは配偶者の分も提出してください）

○以下のいずれかに該当する場合は、上記のほかに「申立書」の提出が必要です。

① a) 及び b) について父母が既に死去している等により提出ができない場合

② 貸与型奨学金のみで生計を立てており、課税証明書による収入の確認が困難な場合

③ 給付型奨学金を受給している場合

②・③のときは、「申立書」の提出と併せて、奨学生決定通知書・奨学生証等の写しを提出してください。

申立書には、①～③の状況を詳細に記載してください。

○以下のいずれかに該当する場合は、a)及びｂ）の証明書の提出を省略できます。

① 学生本人が定職に就き、社会保険や共済組合などの健康保険に加入しているとき

② 配偶者がおり、父母と別生計であることが明確なとき

※注３：「申請時点」の定義について

申請時点とは、入学料・授業料の免除・徴収猶予の申請に当たっての基準 日となります。

免除等申請区分	申請の時期	基準日
入学料免除・徴収猶予	後学期入学者の場合	10 月 1 日時点
授業料免除・徴収猶予	後学期申請者の場合	10 月 1 日時点

提出書類に関する注意事項

必ず、前もって申請に必要な書類を確認し、用意した上で申請を行ってください。

また、収入金額について疑義が生じる場合（生活に支障があるほど少額である等）には、別途追加で大学が必要とする書類の提出を求める場合があります。

日本語以外の証明書を提出する場合は、和訳を付して提出するようにしてください。

なお、申請後に次のようなことが判明した場合は、虚偽の申し立てを行ったと判断し、申請を取り消す場合がありますので注意してください。

・以前の申請期間に提出した証明書の内容と同じ期間の証明について、著しく乖離している事項があった場合
・利用している金融機関があるにもかかわらず、明細が分かる書類の提出がなかった場合（２つの金融機関を利用しているのに１つの金融機関の明細が分かる書類しか提出がなかった場合等）
・奨学金を受給しているにもかかわらず、奨学金に関する申告がなかった場合
・その他、各種の収入があるにもかかわらず、金額が計上されていなかった場合

5 免除結果について

【免除結果の通知等について】

申請種別	免除結果通知日	通知方法
後学期入学料免除・徴収猶予	10 月下旬	審査結果は、WEB 申請システム上から確認いただけます。 ※学内ネットワークからのみアクセスできます
後学期分授業料免除・徴収猶予	12 月中旬～下旬	

※申請者は免除・徴収猶予結果の通知があるまで入学料・授業料の納付が猶予されます。通知があるまで納付しないでください。

※全額免除となった方以外は、結果通知に基づき、指定された納付期限までに入学料・授業料を納付してください。

※入学料・授業料の免除・徴収猶予申請後、休学、退学が決定した場合は、学生支援センターまで申し出てください。**申請取下げの手続をしていただきます。**

6 その他

（１）申請にあたっての注意事項

■提出された書類は返却いたしません。

■申請書類の受付時に不備書類等があった場合は、指定された再提出期限までに書類を提出してください。
また、受付時に不備な箇所（書類）が見つからなかった場合でも、後日、見つかる場合があります。その場合、随時、メールや電話で連絡しますので、指定された再提出期限までに書類を提出してください。
指定された再提出期限内に書類が提出されない場合は、申請を取下げていただきます。
なお、連絡が取れないことにより申請者（学生本人）が不利益を被る場合がありますので、**大学からの連絡には必ず応答してください。**

■**結果通知前に入学料や授業料の督促があった場合は、直ちに学生支援センターまで連絡をしてください。**

■虚偽の内容を申告した場合、または、申告すべき内容があったにも関わらず申告をしなかった場合は「申請取り消し」になります。また、免除結果通知後に、虚偽の事実が判明した場合も、「申請取り消し」により免除結果無効といたします。

■個人情報の取扱いについては、以下のとおりです。

【利 用 目 的】

申請書類の記入内容及び提出書類の情報は、学生の経済支援を目的とした業務にのみ利用します。

【個人情報の開示】

学生は、本学に対して、本学が保有する学生自身の個人情報を開示請求できるものとします。

【家計状況の例】

例１）　授業料免除を申請する修士・博士前期課程の日本人で、父の所得割額が 40,000 円、母の所得割額が 10,000 円の場合

父と母の所得割額の合算額が、40,000+10,000＝50,000 円となりますので、基準は、「Ⅱ」となります。この場合、判定基準表の修士・博士前期課程（日本人）の欄を参照すると、全額免除適格者は、入学料・授業料ともに「Ⅰ」、半額免除適格者は、入学料・授業料ともに「Ⅱ」となっております。判定基準表で指定している基準に合致すれば免除適格者となりますので、基準Ⅱの場合は半額免除適格者となります。

例２）　（後学期分申請の場合）授業料免除を申請する修士・博士前期課程の日本人で、父が 2022 年３月に失業をして、現在まで無職・無収入（雇用保険受給あり・年金受給なし）で、母が 2021 年 1 月以前から無職の場合

この場合は、父は無職無収入の申立書を提出することになります。退職を証明する書類（退職証明書等の写）を添付し、雇用保険の受給に関する書類の写を添付してください。雇用保険については、収入ですが、税法上では収入とみなされないので、本学では収入とはみなしません。年金収入もないとのことなので、この場合は課税証明書の市町村民税所得割額が 0 円でなかった場合でも、年収入は「0 円」として判定します。母は 2021 年 1 月以前から無職であるため、無職無収入の申立書は不要で、課税証明書で判定します。無職で非課税ということであれば、父の年収入「0 円」・母は非課税により収入「0 円」とし、この世帯の年収入の合算額は 0 円で基準「Ⅰ」となり、全額免除の適格者となります。

課税証明書の見本

市・県民税課税証明書

「市民税所得割額」を家計基準の算定に使用します

住　所	
氏　名	

平成○○年度課税

平成 △△ 年分 所得金額の合計	円	市民税 所得割額	円	市民税 均等割額	円	年税額	円
		県民税 所得割額	円	県民税 均等割額	円		

所得の種類	金額
給与所得	円
（給与収入金額）	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円

所得控除の種類	金額
社会保険料控除	円
生命保険料控除	円
人的控除	円
基礎控除	円
	円
	円
	円
	円

人的控除の内訳					
扶養対象配偶者及び扶養親族の合計数		人	障害者	扶養	人
					人
控除対象配偶者	老人	人			内同居　人
	その他	人			
控除対象扶養親族	老人	人	本人該当		
	内同居	人			
	その他	人			
	特定	人			
16歳未満扶養親族		人			

備考
XXXXXX XXXXXXX-X

◎プリントされた文字（数字）以外は、証明しておりません。

上記のとおり相違ないことを証明します。
平成○○年××月××日

○○県○○市長　◇　◇　◇　◇　印

授業料免除（徴収猶予）の申請は、前学期・後学期一括に許可されるものではありません。（年２回の申請が必ず必要です。）

前学期、後学期とも、各期において申請していただく必要がありますので、申請漏れのないように各自留意してください。在学生は、随時、教務情報ポータルシステムのお知らせ掲示等の情報を必ず確認するようにしてください。

※ 各期の免除・徴収猶予申請期間終了後は一切、受付いたしません。

ただし、自己都合ではなく、留学や教育実習等、特別な事情により申請期間中に提出できない場合は、必ず事前に学生支援センターまでご相談ください。

茨城大学
Ibaraki University

＜学費免除等に関する問い合わせ先、申請書類の郵送先＞
茨城大学学生支援センター
住所：〒310-8512　茨城県水戸市文京 2-1-1　茨城大学学生支援センター
(問い合わせ用ページ)
https://www.ibaraki.ac.jp/student/economicsupport/economicinquiry/index.html

処理番号 （大学記入欄）	

年 収 入 額（ 実 績・見 込 ）証 明 書

【申請者記入欄】

所属　　学　部　　学科

＿＿＿＿＿＿＿＿研究科＿＿＿＿＿＿＿＿専攻＿＿＿年次　学生番号＿＿＿＿＿＿＿＿

学生氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　保証人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　続柄（　　）

茨城大学の学費免除等の申請に必要なため、下記事項について証明願います。

記

【勤務先証明欄】

勤務者氏名		申請者 との続柄		職種	
雇用期間	年　月　日　～　現　在				
年収入(実績・見込)額 ※注１	総支給額＿＿＿＿＿＿＿＿円（A） うち、賞与額＿＿＿＿＿＿＿＿円（B）				
総支給額（A）の証明期間 ※注１	年　月　日　～　年　月　日 よって 雇用期間　か月分 または 給与　回分（C）				

「年収入（実績・見込）額」と「総支給額（A）の証明期間」については、（注１）で確認をしてください。雇用期間が１年に満たない場合、雇用期間（又は給与支給回数）分の総支給額を記載してください。

上 記 の と お り 証 明 し ま す 。

年　月　日

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿　証明者職名＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿　証明者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（注１）本様式は、独立生計の学生及び私費外国人留学生で、アルバイト収入がある者の給与収入を把握するために提出してもらうものです。**勤務先証明欄を申請者本人が記載した場合は、証明書の効力はないものとします。前学期申請を行う新入生**は【2022 年 4 月の給与収入予定額（12 か月分を年収入として判断します。）】、**前学期申請を行う在学生**は【2021 年 1 月から 2021 年 12 月まで の給与収入】、**後学期申請を行う新入生**は【2022 年 10 月の給与収入予定額（12 か月分を年収入として判断します。）】、**後学期申請を行う在学生**は【1 年次生：2022 年 4 月から 2022 年 9 月まで の給与収入、2 年次生以上：2021 年 10 月から 2022 年 9 月まで の給与収入】を勤務先から、証明を受けてください。

（注２）アルバイト収入を銀行等の口座振込で受け取っている場合は通帳の証明で本証明書に代えることができます。また、給与明細のコピーの提出でも構いません。

（（A）＿＿＿＿＿＿＿＿円 － （B）＿＿＿＿＿＿＿＿円）

$$\times \frac{12\text{か月}}{(C)\ ____\text{か月}} = D_____\text{円（小数点以下は切り捨て）}$$

処 理 番 号 （大学記入欄）	

無職無収入申立書

年　　月　　日

国立大学法人　茨城大学長　　殿

（申立人自署）

申立人氏名：

申請者との続柄：

生年月日：　　年　　月　　日（　　歳）

［ 申請者学生番号：
　 申請者氏名： ］

下記のとおり、無職無収入であることを申立てます。

記

1　無職無収入となった理由

無職無収入となった年月（　　年　　月　）

2　雇用保険等受給状況（入学料・授業料免除等申請時点）　□ 受給中　□ 受給していない

（受給中の場合） 雇用保険等受給（予定）額：

日額　　（円）× 支給（予定）日数　　（日）＝　　（円）

※「受給中」の場合、受給額のわかる書類を添付してください。

3　退職金の有無（申請日より半年以内に受け取ったもの）　□ あり　□ なし

※「あり」の場合、金額のわかる書類を添付してください。

4　年金受給の有無（非課税の年金も含む）　□ あり　□ なし

※「あり」の場合、受給額のわかる書類を添付してください。

5　［独立生計者の場合］奨学金受給の有無　□ 受給中　□ 受給していない

（受給中の場合） 受給している奨学金の名称

種別　給与・貸与（いずれかに○）　受給額（月額等）　　（円）

※「受給中」の場合、奨学金の詳細が分かる書類（奨学生証等）の写しを添付してください。

6　現在の生活に係る生活費の具体的内容

※ 上記2～5を含め、現在の生活に係る生活費の具体的内容を全て記載し、関係書類の写しと一緒に提出してください。
また、上記2～5以外の生活費（貯蓄等）がある方については、別途その内容を示す書類の写し等を本紙と一緒に提出を求める場合がありますのでご了承ください。

申　　立　　書

年　　月　　日

国立大学法人
茨 城 大 学 長　殿

所属　　学　部　　学科
＿＿＿＿研究科＿＿＿＿専攻＿＿＿年次

学生番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学生氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保証人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のことについて申立てます。

記

申立て事項（１）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申立て事項（２）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申立て事項（３）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第三者に証明してもらえない事項などについて申立ててください。

① 課税証明書が発行できない場合の申立て
② 死亡証明書が添付できない場合の申立て
③ 保護者がともにいない場合の申立て
④ その他特に説明を必要とする場合に、本「申立書」を利用してください

※申立て事項に関して、参考となる書類がある場合は添付してください。

手書きで記入（鉛筆・シャープペンシル・消えるボールペン不可）

学内から WEB 申請を行うことができない理由書

↓いずれかにマル

令和　　年（前学期・後学期）学費減免申請において学内ネットワークより WEB 申請を行うことができない理由について、下記のとおり申し立てます。

＜理由＞

記入日：　　年　　月　　日

学生番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※原則として、WEB 申請期間中に学内から WEB 申請を行ってください。やむを得ない理由により学内からの WEB 申請ができない場合のみ、本様式を提出してください。

※理由として認められない例：

「アルバイトが忙しいため」「大学に行く時間がない」「大学に行く用事が無いため」

WEB申請を行っていない場合、書類の提出はできません。

2022年度入学料・授業料の免除・徴収猶予提出書類チェック票

処理番号（大学記入欄）	

◆全ての項目を記入してください

学部 研究科	学生番号 受験番号（2022年後学期入学者のみ）	フリガナ 氏名
申請者電話番号　：　　－　　－		※学生支援センターからの電話連絡は至急の内容です。 繋がらない場合は申請が取消となる場合がありますのでご注意ください。

申請区分（該当箇所をチェック）	入学料 □	□免除 □徴収猶予	授業料 □	□前学期　□後学期 □免除　□徴収猶予　□月割分納

◆提出書類を確認し、申請者チェック欄に☑を入れてください

【申請者全員が必ず提出する書類】　独立生計者は父を本人、母を配偶者と読み替えてチェックをしてください。

			申請者チェック欄 父	申請者チェック欄 母	大学チェック欄 父	大学チェック欄 母
保護者等（父・母）の 課税（非課税）証明書	申請時点で取得できる最新の証明書	市町村役場等が証明				
保護者等（父・母）を含む 世帯全員分の住民票	申請時点で取得できる最新の証明書。申請者本人が住民票を異動している場合、申請者本人のものは添付しなくても可 **※必ず本人との関係性を示す「続柄」（例：父・母・兄・妹・祖父など）を世帯全員分の氏名の横に記入してください。また、兄弟姉妹のうち就学者がいる場合は、学年（例：大１、高２、中３）を記入してください。**就学者の兄弟姉妹以外は「社会人」「浪人生」「幼稚園生」等とご記入ください。	市町村役場等が証明				
提出書類チェック票（本用紙）◎	申請前に申請者チェック欄を使用し、提出書類が揃っているか確認してください。	本学所定様式				

【該当者が提出する書類】

兄弟姉妹の学生証のコピー	住民票に記載されていない兄弟姉妹のうち就学者がいる場合 ※氏名の横に学年（例：大１、高２、中３）を記入してください	兄弟姉妹の学校が発行				
年収入(実績・見込)額証明書　◎	独立生計者等でアルバイトをしている者 （給与明細コピー、通帳等コピーでの代替え可）	本学所定様式 （勤務先が証明）				
無職無収入申立書◎	保護者のいずれかが、申請時点において無職・無収入の者 ※詳細は、「しおり」を参照してください。	本学所定様式				
死亡の事実がわかる書類	申請前6か月以内（新入生は1年以内）に主たる家計支持者が死亡した者	市町村役場等が証明				
罹災証明書等	2011年3月以降に指定された災害救助法適用地域において、地震、台風等の災害により被災した者	市町村役場等が証明				
申立書 ◎	独立生計者でアルバイトや奨学金で生計を立てている者、または、提出している証明書等に対して、申し立て事項がある者	本学所定様式				
健康保険証の写し	独立生計者	本人の保険証				
WEB申請を学内から行うことができない理由	期間中に学内ネットワークからWEB申請を行うことができないことについて、やむを得ない理由がある場合にのみ提出	本学所定様式				

※上掲以外にも必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。
※記入内容が事実と相違している場合は、免除等許可後においても許可を取り消す場合があります。
注：◎印の書類は、しおりに添付されております。

大学確認欄		
	不備書類	
	確認事項	
	その他	

再提出期限（大学使用欄）	年　月　日

※再提出期限までに書類の提出がない場合、申請の受付は無効となります。